

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(7)

## 目 次

### 規 則

○富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第11号

富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する規則

富山県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年富山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。

第 3 条の見出し及び同条第 2 項中「公衆の」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（補正）

**第 3 条の 2** 条例第 2 条第 5 項の規則で定める軽微なものは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第 3 項（法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第 1 号の 2）を知事に提出してするものとする。

第 6 条中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「法第25条第 6 項の規定による届出」を「条例第 4 条第 2 項の届出書」

に、「を知事に提出してする」を「による」に改める。

第 7 条の 2 中「様式第 5 号の 1 の 2」を「様式第 5 号の 2」に改める。

第 8 条中「第 29 条」の次に「（法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同項に掲げる書類を添付した」を削り、「様式第 5 号の 2」を「様式第 5 号の 3」に改める。

第 14 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 16 条中「による」を「を知事に提出してする」に改める。

第 18 条中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に改める。

第 19 条を次のように改める。

（認定特定非営利活動法人の定款の変更の提出）

**第 19 条** 条例第 9 条の提出書は、認定（特例認定）特定非営利活動法人定款変更認証提出書（様式第 18 号）によるものとする。

第 20 条中「認定（仮認定）特定非営利活動法人代表者変更届」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人代表者変更届」に、「による」を「を知事に提出してする」に改める。

第 21 条中「認定（仮認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書」に改める。

第 22 条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条中「認定（仮認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」に改め、「及び認定（仮認定）特定非営利活動法人海外送金等提出書（様式第 22 号）」を削る。

第 23 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 24 条中「第 12 条」を「第 13 条」に、「様式第 23 号」を「様式第 22 号」に改める。

第 25 条各号列記以外の部分中「第 13 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改める。

第 26 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 27 条中「第 15 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改める。

様式第 1 号の 2 中「（第 2 条の 2 関係）」を「（第 3 条の 2 関係）」に改める。

様式第 3 号の備考の 7 中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

「特定非営利活動法人の名称  
様式第 4 号中 代表者氏名 印」を

「主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称 に改め、同様式の備考の 6 の本文  
代表者氏名 印」

及び(1)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、  
同様式の備考の 6 の(4)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考の 6 の(7)  
を削る。

様式第 5 号中「含む。）」の次に「の規定により読み替えて適用する場合を含む  
。」を加え、同様式の備考の 4 の(2)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定  
特定非営利活動法人」に改める。

様式第 5 号の 2 中「含む。）」の次に「の規定により読み替えて適用する場合を  
含む。」を加え、同様式の備考の 2 の(1)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例  
認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を様式第 5 号の 3 とする。

様式第 5 号の 1 の 2 の備考の 2 の(2)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認  
定特定非営利活動法人」に改め、同様式を様式第 5 号の 2 とする。

「合併しようとする特定非営利活動法人の名称  
様式第 12 号中 代表者氏名 印 を  
主たる事務所の所在地 」

「主たる事務所の所在地

合併しようとする特定非営利活動法人の名称 に改める。  
代表者氏名 印」

様式第 14 号の(裏)中「抜すい」を「抜粋」に、「仮認定特定非営利活動法人」  
を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第 15 号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第 17 号中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に、「仮認定特定非営利活  
動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に  
改め、同様式の備考の 3 中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第18号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人の」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人の」に、「認定（仮認定）特定非営利活動法人定款変更認証提出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人定款変更認証提出書」に、「仮認定）の」を「特例認定）の」に改める。

様式第19号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人の」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人の」に、「認定（仮認定）特定非営利活動法人代表者変更届出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人代表者変更届出書」に、「仮認定）の」を「特例認定）の」に改める。

様式第20号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人の」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人の」に、「認定（仮認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書」に、「仮認定）の」を「特例認定）の」に改める。

様式第21号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人の」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人の」に、「認定（仮認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人助成金支給実績提出書」に、「仮認定）年月日」を「特例認定）年月日」に、「仮認定）の」を「特例認定）の」に改める。

様式第22号を削る。

様式第23号の備考以外の部分中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式の備考の5の(1)及び(3)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を様式第22号とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の2を削る改正規定、第3条（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第6条、第7条から第8条まで、第14条及び第16条の改正規定並びに第20条の改正規定（「による」を「を知事に提出してする」に改める部分に限る。）並びに様式第1号の2の改正規定、様式第4号の改正規定

「特定非営利活動法人の名称  
( 代表者氏名 印) を

「主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称 印) に改める部分に限る。)、様式  
代表者氏名 印]

第 5 号の改正規定(「含む。)」の次に「の規定により読み替えて適用する場合  
を含む。」を加える部分に限る。)、様式第 5 号の 2 の改正規定(「仮認定特定  
非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める部分を除く。)、  
様式第 5 号の 1 の 2 の改正規定(同様式を様式第 5 号の 2 とする部分に限る。)、  
様式第 12 号の改正規定並びに様式第 14 号の(裏)の改正規定(「抜すい」を「抜  
粋」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県特定非営利活動促進法施行規則に定める様式に  
よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(男女参画・県民協働課)

